

商 品 名	国債等担保自動貸付け
ご 利 用 いただける方	ゆうちょ銀行の本支店若しくは出張所又は郵便局で購入された国債をお持ちの方で、かつ通常貯金をご利用の方（個人に限ります。） ※「国債等担保自動貸付け」のお申込みが必要です。
対 象 国 債 等	あらかじめ国債等担保自動貸付けの利用申込をした国債 ※個人向け国債(固定5年)は発行後1年間(第2回目の利払日の前営業日まで)は貸付けのご利用はできません。
貸 付 期 間	最長1年
貸 付 方 法	通常貯金の残額を超える払戻しがあった場合に自動的に貸し付けます。
貸 付 金 額	●利付国債及び個人向け国債 額面金額の80%以内かつ200万円以下。
貸 付 限 度 額	お一人さま200万円まで。
返 済 方 法	●貸付金額及び貸付利子を通常貯金に預入することにより、自動的に返済されます。 ●貸付期間内に返済されない場合は、担保とした国債を売却し、売却代金により貸付金額及び貸付利子を弁済していただきます（貸付期間経過に伴う弁済）。 ※貸付金額のみの通常貯金への預入(返済)では、貸付利子が残るため、弁済済みにならない場合がありますのでご注意ください。貸付期間を経過すると貸付期間経過に伴う弁済になります。 ●貸付期間内に担保とした国債を買取請求する場合は、買取代金から貸付金額及び貸付利子を控除して買い取らせていただきます（控除弁済）。
返 済 回 数	貸付期間内であれば何回に分けても返済できます。
貸 付 利 率	貸付時の預入期間1年の定期貯金の約定利率+1.70%
利 子 計 算	1年を365日とする日割計算
要 事 項	●貸付期間経過に伴う弁済は、貸付期間が経過した日から起算して4営業日目に弁済されるものとし、その際に生じた剰余金は貸付期間が経過した日から起算して4営業日目を以降に通常貯金に預入します。 ●控除弁済は、買取請求日から起算して4営業日目に弁済されるものとし、貸付金額及び貸付利子を控除した買取代金は貸付期間が経過した日から起算して4営業日目を以降に通常貯金に預入します。 ●貸付期間経過に伴う弁済又は控除弁済の際、担保とした国債が利付国債の場合は、その時々々の市場実勢により定めた価格で買い取るため、債券市場の値下がりにより元本を割り込む(売却損が発生する)場合があります。また、担保とした国債が個人向け国債の場合は、所定の金額を換金額から差し引きますが、貸付金額及び貸付利子を控除する前の受取金額の合計が投資金額を下回ることはありません。 ●郵便局株式会社は、金融商品仲介行為を行うに際し、株式会社ゆうちょ銀行の代理権は有しません。 ●郵便局株式会社は、金融商品仲介業に関して、お客さまから金銭もしくは有価証券をお預かりしません。
そ の 他	●担保とする貯金及び国債が複数ある場合は、次の順に貸し付けを行います。 ①担保定額(定期)貯金、②利付国債及び個人向け国債 ※返済は①利付国債及び個人向け国債、②担保定額(定期)貯金となります。 ●ご利用の際には、ご本人であることを確認できる公的書類の提示が必要な場合があります。 ※この取扱いには、総合口座取引規定その他関係規定が適用されます。 ※詳しくは、ゆうちょ銀行の本支店若しくは出張所又は郵便局の貯金窓口におたずねください。

平成21年5月7日現在